

瀬戸市水道事業給水条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月22日

瀬戸市長 川本雅之

瀬戸市条例第49号

### 瀬戸市水道事業給水条例の一部を改正する条例

瀬戸市水道事業給水条例（昭和35年瀬戸市条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前								
(水道使用者等の届出義務) 第24条 水道使用者等は、次の各号の一に該当する場合は、あらかじめ市長に届け出なければならない。 (1) <省略>  (2) <省略> (料金) 第30条 料金は、 <u>次の表に定めるところにより算定した基本料金の額及び従量料金の額にそれぞれ100分の110を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）</u> を合算した額とする。	(水道使用者等の届出義務) 第24条 水道使用者等は、次の各号の一に該当する場合は、あらかじめ市長に届け出なければならない。 (1) <省略> <u>(2) 用途を変更するとき。</u> (3) <省略> (料金) 第30条 料金は、 <u>給水料及びメーター使用料</u> とする。  (1) <u>給水料の額は、次の表に定めるところにより算出した基本料金と超過料金の額にそれぞれ100分の110を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）</u> を合算した額とする。								
<table border="1"><thead><tr><th>基本料金</th><th>従量料金</th></tr></thead><tbody><tr><td>メーターの口 径</td><td>料金 (1月につき)</td></tr></tbody></table>	基本料金	従量料金	メーターの口 径	料金 (1月につき)	<table border="1"><thead><tr><th>種別及び用途</th><th>基本料金 (1月につき)</th><th>超過料金 (1立方メートルにつき)</th><th>備考</th></tr></thead><tbody></tbody></table>	種別及び用途	基本料金 (1月につき)	超過料金 (1立方メートルにつき)	備考
基本料金	従量料金								
メーターの口 径	料金 (1月につき)								
種別及び用途	基本料金 (1月につき)	超過料金 (1立方メートルにつき)	備考						

			基本水量	金額	超過水量	金額
ミリメートル	円 10 立方メートルまで	家庭用	立方メートル	円 立方メートル	円 一般家庭	
13	1, 015 で 60円		10	975	10まで	155用
20	1, 245 10立方メートルを				で	
25	1, 370 超え20立方メートル				10を	200
40	1, 495 ルまで 200円				超え4	
50	4, 160 20立方メートルを				0まで	
75	6, 545 超え50立方メートル				40を	255
100	6, 930 ルまで 270円				超える	
150	14, 825 50立方メートルを 超え100立方メー				もの	
	トルまで 320円	営業用	10	975	10まで	170 官公署、
	100立方メートル				で	学校、病
	を超えるもの 35				10を	210 院、工場
	0円				超え4	、事務所
					0まで	及び次欄
					40を	255 に属しな
					超え9	い営業に
					0まで	使用する
					90を	280 もの
					超える	
					もの	
湯屋営業用	10	755	二	80	一般公衆	
						浴場に使
						用するも
						の
娯楽用	10	2, 0	二	280	噴水、滝	
		20				、園地そ
						の他娯楽
						に使用す
						るもの
臨時・散水用	10	1, 210まで	一	170	建設工事	
		95で				、散水そ
						の他一時

			超え4 0まで	的に使用 するもの
			40を	255
			超え9 0まで	
			90を	280
			超える もの	
私設共 用	10	675	10ま で	135
			10を	175
			超える もの	

(2) メーター使用料の額は、次の表に定めると  
 ころにより算出した額に100分の110を  
 乗じて得た額（1円未満の端数があるときは  
 、これを切り捨てる。）とする。

口径	金額（1個1月につき）
ミリメートル	円
13	40
20	50
25	80
40	160
50	360
75	500
100	600
150	1,900

(最低使用水量)

### 第31条 削除

第31条 最低使用水量は、基本料金の水量とし  
 、1給水装置の1月の使用水量が、前条第1号  
 に定める基本料金の水量に満たない場合であつ  
 ても、基本料金の水量まで使用したものとして  
 計算する。

(使用水量の認定)

(使用水量及び用途の認定)

<p>第33条 市長は、次の各号の一に該当するときは、使用水量を認定する。</p>	<p>(1) &lt;省略&gt;</p>	<p>第33条 市長は、次の各号の一に該当するときは、使用水量<u>及びその用途</u>を認定する。</p>	<p>(1) &lt;省略&gt;</p>
<p>(2) &lt;省略&gt;</p>	<p>(特別な場合における料金の算定)</p>	<p>(2) <u>料率の異なる2種以上の用途に水道を使用するとき。</u></p>	<p>(3) &lt;省略&gt;</p>
<p>第35条 月の中途において、水道の使用を開始し<u>若しくは廃止し又は中止したとき</u>の料金は、次のとおりとする。</p>	<p>(1)及び(2) &lt;省略&gt;</p>	<p>第35条 月の中途において、水道の使用を開始し<u>もしくは廃止しまたは中止したとき</u>の料金は、次のとおりとする。</p>	<p>(1)及び(2) &lt;省略&gt;</p>
<p>2 前項第1号の場合において、使用水量が最低使用水量の2分の1を<u>超える</u>ときは、その<u>超える</u>部分は、超過料金として同号の料金に加算する。</p>	<p>3 月の中途において、<u>メーターの口径</u>に変更があった場合は、その使用日数の多い<u>口径の料金</u>を適用して算定する。<u>ただし、使用日数が同じであるときは、変更後のメーターの口径に従う</u></p>	<p>2 前項第1号の場合において、使用水量が最低使用水量の2分の1を<u>こえる</u>ときは、その<u>こえる</u>部分は、超過料金として同号の料金に加算する。</p>	<p>3 月の中途において、<u>その用途</u>に変更があった場合は、その使用日数の多い<u>料率</u>を適用して算定する。</p>
<p><u>(料金算定基準の認定)</u></p>	<p>第37条 <u>使用者が届け出た料金の算定基準となる事項</u>が事実と相違するときは、市長がこれを認定する。</p>	<p><u>(用途その他の認定)</u></p>	<p>第37条 <u>用途その他算定基準の届け出</u>が事実と相違するときは、市長がこれを認定する。</p>

## 附 則

### (施行期日)

- この条例は、令和8年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。  
(経過措置)
- 改正後の瀬戸市水道事業給水条例（以下「改正後の条例」という。）第30条の規定にかかわらず、この条例の施行日前から継続して供給し

ている水道の使用で、同日前までの使用水量に係る料金が含まれる場合については、なお従前の例による。

(令和10年3月分までの料金に関する特例)

3 令和10年3月分までの料金については、改正後の条例第30条の表の規定にかかわらず、「10立方メートルまで 60円」とあるのは「10立方メートルまで 0円」とする。